

看護専門学校

学修の成果に係る評価及び卒業又は終了の認定に当たっての基準

「看護専門学校学則」より抜粋

第4章 教育課程

(授業科目、単位数および時間数)

第21条 本校における授業科目、単位数および時間数は別表のとおりとする。

2. 別表中、講義および演習については15時間から30時間、実験、実習および実技については30時間から45時間まで、臨地実習については45時間をもって1単位とする。

(授業科目の評価および単位修得の認定)

第22条 単位修得の認定は、講義、実習等に必要な時間の取得状況および当該科目の評価により行う。

2. 講義については、出席時数が授業の3分の2に達しない者は、その科目的評価を受ける資格を失う。
3. 実習については、出席時数が授業時間の5分の3に達しない者は、その科目的評価を受ける資格を失う。
4. 授業科目的評価は、A (80点以上)、B (70点から79点)、およびC (60点から69点)とし、C以上を合格とする。
5. 病気その他やむ得ない理由により試験を受けることができなかった者には追試験、終講時試験不合格者には対しては再試験を行うことができる。

「履修要項」より抜粋

第5章 単位の認定および卒業認定

1. 校長は学年末単位認定会議、卒業判定会議の議を経て、各学年において次の各号に該当する学生について総合的に判定し、各学年の単位・卒業を認定する

（単位認定・卒業要件）

- 1) 各授業科目（講義科目・実習科目）の成績がC以上であること
- 2) 各学年で定めている出席を必要とする行事・特別教育学習等の出席状況に問題がないこと
- 3) 学生として本文に反しない行動がとれていること